

## 第13 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項

### 1 基本的な考え方

県民は、感染症について正しい知識を持ち、自らが予防するとともに、患者等が差別を受けることがないように配慮する。

そのために、県及び市町村においては、感染症の発生動向等に関する適切な情報の公表、感染症とその予防に関する正しい知識の普及等を行うことが重要であり、感染症のまん延の防止のための措置を行うに当たっては、人権を尊重しなければならない。

また、医師等においては患者等への十分な説明と同意に基づいた医療を提供することが重要である。

### 2 県及び市町村における感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する方策

- (1) 県及び市町村は、診療、就学、就業、交通機関の利用等の場面において、患者等への差別や偏見の排除等のため、国に準じた施策を講ずるとともに、相談機能の充実等、住民に身近なサービスを充実する。特に、学校教育の場における感染症や予防接種に関する正しい知識の普及につとめる。
- (2) 地域における感染症対策の中核的機関である保健所は、感染症に係る情報提供、相談等について、県民へリスクコミュニケーションを行う。また、県連携協議会等で議論を行う際には、患者等の人権を考慮して感染症対策の議論を行う。
- (2) 県等は、患者等の情報の適切な取扱いを推進するため、県連携協議会や研修会等のさまざまな機会を活用して、関係職員や医療関係者に対して情報の適切な取扱いに係る意識の向上を図る。

### 3 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関するその他の方策

- (1) 県等は、患者等のプライバシーを保護するため、医師が知事等へ感染症患者に関する届出を行った場合には、状況に応じて、患者等へ当該届出の事実等を通知するよう徹底を図る。
- (2) 報道機関は、常時、的確な情報を提供することが重要であることから、県等は、個人情報の取扱いに細心の注意を払い、感染症に関し、誤った情報や不適当な報道がなされたときには、速やかにその訂正がなされるよう、平時から報

第13 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する  
事項

道機関と緊密に連携を図る。

#### 4 関係機関との連携

---

県及び市町村は、定期的に会議を開催して情報交換を行うなどして、相互の密接な連携を図る。

連携協議会委員等からの意見・要望

- ・ 県民の信頼を得る的確な情報開示が重要。(第17に関連)
- ・ 個人情報管理の徹底が課題。(第3・第4・第17に関連)